

# こだわりの農産物を 生産・販売する時の注意

近年、有機農法などに取り組む農家が増えています。農薬や化学肥料などの使用にこだわって栽培した農産物を販売する際には、以下の点に気をつけて表示をしてください。



農薬や化学肥料の使用を抑えて作ったことをアピールしたいなあ。

「有機」はJASの認定を受けないと表示できないけど、「無農薬」は自由に書いていいの？



## 1 有機農産物のJAS規格

『有機農産物』、『オーガニック』、といった文言や有機JASマークについては、登録認定機関に申請し、認定を受けないと表示できません。

これらの対象となる農産物とは、種まき前2年以上（アスパラガス等多年生作物は最初の収穫前3年以上）、栽培期間中も禁止された農薬や化学肥料を使用しないで栽培されたものです。

※有機農産物のJAS規格…有機農産物の生産方法を定めた規格



## 2 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

### (1) 特別栽培農産物とは・・・

- ① 節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下、かつ
  - ② 化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの5割以下
- で栽培された農産物を『特別栽培農産物』と呼びます。

上記の基準を満たした農産物には裏面の例のように表示をします。

※「節減対象農薬」とは、従前の「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものです。



★これらの表示ができます！

『特別栽培にんじん』  
『農薬の使用を慣行レベルの  
半分に抑えました』等

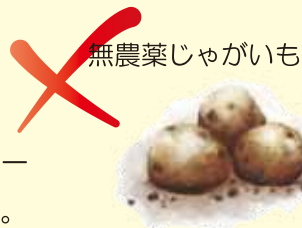
### (2) ガイドラインで禁止されている表示

#### ×『無農薬』、『無化学肥料』

消費者が一切の残留農薬等を含まないとの間違ったイメージを抱きやすく、優良誤認を招くため、表示禁止事項です。

※なお、農薬を使用していない農産物には「農薬：栽培期間中不使用」と、

節減対象農薬を使用していない農産物には「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示します。



隣の畑では農薬が使われているから全く無農薬という訳でもないのかも。

#### ×『減農薬』、『減化学肥料』

削減の比較基準、割合及び対象（残留農薬なのか使用回数なのか）が不明確であり、消費者にとって曖昧で分かりにくい表示なので、表示禁止事項です。

※なお、節減対象農薬を節減した農産物には

「節減対象農薬：当地比〇割減」又は「節減対象農薬：〇地域比〇割減」と節減割合を表示します。

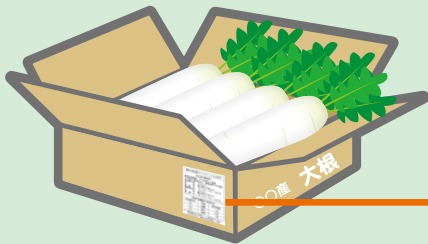
農薬がどのような基準からどれだけ減ったんだろう？



### (3) ガイドラインに基づく表示

下記表示例のように表示をします。節減対象農薬を使用した特別栽培農産物には、生産過程等において使用した節減対象農薬の名称、用途及び使用回数を記載しますが、節減対象農薬の使用状況の表示が容器、包装又は票片に表示できない場合は、インターネットなどで情報提供することとし、情報の入手方法が表示されていれば良いこととなっています。

#### 表示例 1



農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：当地比5割減	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	富山県〇〇市△△
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇
確認責任者	△△△△
住所	富山県〇〇市▽▽
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-△△△

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：〇〇地域比7割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	富山県〇〇市△△
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇
確認責任者	△△△△
住所	富山県〇〇市▽▽
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-△△△

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇	殺菌	1回
△△	殺虫	2回
□□	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

セットで表示

#### 表示例 2 (容器・包装又は票片に表示できない場合)

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：〇〇地域比7割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	富山県〇〇市△△
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇
確認責任者	△△△△
住所	富山県〇〇市▽▽
連絡先	TEL 〇〇-〇〇-△△△

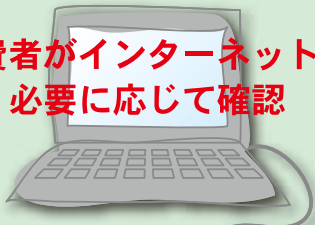
(農薬等使用状況)

<http://www.tokusai.../jp/>



インターネットで情報入

消費者がインターネットで  
必要に応じて確認



節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇	殺菌	1回
△△	殺虫	2回
□□	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

※詳細については、農林水産省ホームページ（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン）  
[http://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/tokusai\\_a.html](http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html) をご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

- 富山県 農林水産部 農産食品課 食品安全係  
電話：076-444-8816 FAX：076-444-4410
- 食品表示110番  
電話：076-444-8484 FAX：076-444-8600



#### 【とやま食の安全・安心情報ホームページ】

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1613/anzen/index.html>